

国・市の方針	第2次松戸市障害者計画（既計画）			第3次松戸市障害者計画の体系（案）			アンケート調査結果等からの今後の取組み
	節	施策	具体的な取組み	節	施策	具体的な取組み（案）	
<p>&lt;障害者基本計画（第4次）&gt; ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 &lt;関連法の動向&gt; ○成年後見制度の利用の促進に関する法律（H28.5） &lt;市の方針&gt; ○障害者差別解消・虐待防止の取組みの推進 ○地域共生社会に向けた取組み ○松戸市虐待防止条例の制定</p>	<p><b>第1節 共生社会の実現に向けた相互理解の促進</b></p>	1 市民意識の醸成	地域活動における交流の促進、心のバリアフリーの醸成、差別解消法の取組みの推進	<p><b>第1節 共生社会の実現に向けたまちづくり</b></p>	見 1 市民意識の醸成	地域活動における交流の促進、心のバリアフリーの醸成、学校教育における福祉教育、特別支援学校・特別支援学級との交流及び共同学習	<p>○障害のある人への差別・偏見があると思う人の割合は約半数以上が「ある」と回答しており、依然高い数値であり、周知啓発の必要がある。 ○地域ボランティア活動への参加しない理由について、「情報が得られない」があがっており、地域ボランティアに関する情報や活動の機会を積極的に提供する方法の検討が必要である。 ○障害者虐待に気付いた人の通報義務について、知らない人が74.4%と高く、周知啓発が必要である。 ○人権を損なう経験について「特にない」と回答した方は、障害者では65.4%、障害児では65.5%であり、H23年度、H28年度と比較すると一番高い数値となったが、差別解消法について「知らなかった」が若くとも約6割であったことから、継続した周知活動が必要である。 ○地域共生社会の認知度について知っている方（「内容まで知っていた」+「言葉だけは知っていた」）が42.2%であり、周知方法の検討が必要である。</p>
2 福祉に関する教育の充実		学校教育における福祉教育、交流の場の提供	既 2 地域福祉活動の推進		ボランティア等の育成と市民参加の促進、児童・生徒のボランティア活動支援、社会福祉協議会との連携、障害者関係団体への支援		
3 地域ボランティア活動等の推進		ボランティア等の育成と市民参加の促進、児童・生徒のボランティア活動支援、社会福祉協議会との連携、障害者関係団体への支援	新 3 権利擁護の推進		成年後見制度の普及促進、虐待防止体制の整備、差別解消の取組み		
		新 4 地域共生社会の実現に向けた取組み <b>重点</b>	在宅医療・介護連携支援センターにおける多分野対応、地域ケア会議における共生対応の推進、共生型サービス整備の検討の推進、地域生活支援拠点の取組み				
<p>&lt;関連法の動向&gt; ○発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）（H28.8） &lt;障害福祉計画基本指針の追加事項&gt; ○発達障害者等及び家族等への支援体制や医療機関等の確保（相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方） &lt;市の方針&gt; ○医療的ケア児等の支援のための体制づくり</p>	<p><b>第2節 子育て支援の充実</b></p>	1 障害の早期発見と早期療育	保健指導の継続的な実施、疾病等の早期発見、療育体制の充実	<p><b>第2節 健やかな成長のための切れ目ない支援</b></p>	既 1 障害の早期発見と早期療育	保健指導の継続的な実施、疾病等の早期発見、療育体制の充実	<p>○障害があるとわかったきっかけは、「定期健診（乳幼児健康診査）で指摘された」が24.2%と3番目に高かった。また、乳幼児健康診査においても早期の受診率は向上している。今後も継続して、早期発見、早期療育への取組みが必要である。 ○障害に応じた特別支援学級の増設等に取り組んできた。今後も障害児が適切な支援を受けられるような体制の図っていく必要がある。 ○「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」が設置され、実態調査、ニーズ調査、事業所調査の実施をはじめ、連携方策や対応策について、引き続き検討していく。</p>
2 障害に応じた療育の充実		子どもの自立に向けた支援、障害児保育の充実	既 2 障害に応じた療育の充実		子どもの自立に向けた支援、障害児保育の充実		
3 特別支援教育の充実		教育内容の充実、教育環境の整備、就学相談・指導の充実、卒業後の進路の確保	既 3 特別支援教育等の充実		教育内容の充実、教育環境の整備、就学相談・指導の充実、卒業後の進路の確保		
		新 4 医療的ケアが必要な障害児への支援 <b>重点</b>	医療的ケアが必要な児童への支援				
<p>&lt;関連法の動向&gt; ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（H30.6） ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（R1.6） &lt;障害福祉計画基本指針の追加事項&gt; ○障害者の社会参加を支える取組（基本理念）</p>	<p><b>第3節 社会参加と就労の促進</b></p>	1 障害のある人への就労の支援 <b>重点</b>	就労支援・雇用の促進、就労支援体制の整備、障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上	<p><b>第3節 社会参加と就労の促進</b></p>	既 1 障害のある人への就労の支援 <b>重点</b>	就労支援・雇用の促進、就労支援体制の整備、障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上	<p>○現在の日中の過ごし方について、H23年度、H28年度と比較すると家庭内で過ごしている方の割合が減り、障害者のための通所サービスを利用している方が増えていた。サービス提供事業所数が増加したことで、選択できるようになったためと推測される。障害をもちながらも自立した生活ができるよう、適切な働く場の提供を図っていく必要がある。 ○文化・スポーツ活動に必要な条件について、「障害者に配慮した施設・設備の充実」や「障害者が参加しやすい体制づくり」があげられており、今後も引き続き、障害者の方が参加しやすい場の提供や場の周知を図っていく必要がある。</p>
2 スポーツ・文化活動の支援		スポーツ・レクリエーションの促進、文化・芸術活動の支援	既 2 スポーツ・文化活動の支援		スポーツ・レクリエーションの促進、文化・芸術活動の支援		
<p>&lt;障害者基本計画（第4次）&gt; ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○自立した生活の支援・意思決定支援の推進 &lt;障害福祉計画基本指針追加事項&gt; ○障害福祉人材の確保（基本理念） ○相談支援体制の充実・強化 ○障害福祉サービス等の質の向上するための取組に係る体制の構築（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標） ○松戸市手話言語条例の制定</p>	<p><b>第4節 自立した地域生活の支援</b></p>	1 障害の原因となる傷病の予防と治療	健康の維持・増進、医療費等の負担軽減	<p><b>第4節 自立した地域生活の支援</b></p>	既 1 障害の原因となる傷病の予防と治療	健康の維持・増進、医療費等の負担軽減	<p>○医療機関の利用状況については、8割近くの方が通院中であり、健康管理や医療の課題については、「特に困ったことがない」が5割近くとなっており、どの障害種別でも一番高いが、3障害の中で精神障害者が最も低く、精神障害者の7割が困難を感じている結果となった。引き続き、医療費等の助成や健康維持・増進への推進が必要である。 ○3障害の中では、知的障害者の認知度は少しある（基幹 29.9%、ふれあい相談室 46.3%）が、身体、精神障害者では、「知らない」が8割以上だったことから、周知方法の検討が必要である。 ○福祉サービスの情報の入手場所について、身体障害者では、「市の広報紙などのお知らせ」、知的障害者では、「市の相談窓口」、精神障害者では「インターネット」が最も高くなっており、障害の状態によって、利用する媒体が異なることが伺えた。すべての方が知りたい情報を得られるように、多様な障害の特性に応じた体制を整える必要がある。また、意思疎通に困難を抱える方の支援についても取組んでいく必要がある。</p>
2 障害福祉サービスの充実		障害福祉サービスの供給体制の整備、障害福祉サービスに係る人材の確保と育成、利用者負担の軽減	既 2 障害福祉サービスの充実		障害福祉サービスの供給体制の整備、利用者負担の軽減、障害福祉サービス等の質の向上のための体制の強化、障害福祉に関する人材の育成		
3 生活の安定のための支援		年金・各種手当制度の周知、助成・割引制度の活用支援	既 3 生活の安定のための支援		年金・各種手当制度の周知、助成・割引制度の活用支援		
4 相談支援体制の充実 <b>重点</b>		相談支援体制の整備・充実、成年後見制度の普及促進、虐待防止体制の整備	既 4 相談支援体制の充実 <b>重点</b>		相談支援体制の充実・強化等、基幹型地域包括支援センターの共生窓口への深化、多分野における相談機関の連携の推進		
<p>&lt;関連法の動向&gt; ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）（H30.11）</p>	<p><b>第5節 安全安心なまちづくりの推進</b></p>	1 生活しやすいまちづくり	バリアフリー化の推進、住まいの確保と居住の支援	<p><b>第5節 安全安心なまちづくりの推進</b></p>	既 1 生活しやすいまちづくり	バリアフリー化の推進、住まいの確保と居住の支援	<p>○外出の際の課題について、「駅や建物の階段、段差」や「道路の段差、路面のこぼれ」が高く、継続してバリアフリー化に向けた取組みの推進を図る必要がある。 ○災害時の避難所・避難場所を知らない人が27.6%おり、また、避難行動要支援者避難制度または名前を知っていると回答した方が20.4%であり、安全安心メールの登録者数は年々増加しているが、災害時における体制強化に向けて検討する必要がある。</p>
2 防犯・防災対策 <b>重点</b>		災害時要援護者支援体制の整備、災害時における情報伝達の確実性の向上、防犯対策	既 2 防犯・防災対策 <b>重点</b>		災害時要援護者支援体制の整備、災害時における情報伝達の確実性の向上、防犯対策		